住宅改修の仕組み

住宅改修の利用限度額は、20万円（税込）です。

- ●一生涯20万円までの定額です。
- ●利用限度額を超えた部分は全額自己負担となります。
- ●20万円の範囲内であれば、複数回に分けて行った場合でも保険給付を受けることができます。
- ●但し、ご利用者の要介護度が著しく高くなった場合及び転居した場合は、再度20万円までの利用限度額が設定されます。

流　れ

※市区町村によっては申請方法等が異なります。

①ケアマネジャーに相談し、改修の内容を決め、見積もりを取得します。

②住宅改修の支給申請書の一部を保険者（市区町村）へ提出します。

提出書類　Ⅰ.申請書、Ⅱ.住宅改修が必要な理由書、Ⅲ.工事見積書、Ⅳ.住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの（写真または簡単な図を用いたもの）、Ⅴ.住宅の所有者の承諾書

③保険者（市区町村）は提出された書類により、保険給付として適当な改修かどうか確認します。

④施工・完成。

⑤工事費を全額支払います。

⑥正式な支給申請を保険者（市区町村）へ提出します。

提出書類　Ⅰ.領収書、Ⅱ.工事費内訳書、Ⅲ.住宅改修完成後の状態を確認できる書類（写真）、Ⅳ.支給申請書

⑦保険者（市区町村）は事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行います。

⑧当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、利用限度額の９割分（８割分・７割分）が2～3ヶ月後に指定口座に振り込まれます。

居宅介護住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、住宅改修費が支給されます。

※平成27年4月改正版

住宅改修の範囲

①手すりの取付け、②段差の解消、③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、④引き戸等への扉の取替え、⑤洋式便器等への便器の取替え、⑥その他①から⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

●要介護区分に関係なく上限20万円とし、実際にかかった費用の1割分（2割分・3割分）が自己負担となります。保険者により自己負担が1割分（2割分・3割分）でないと通知されている場合はその割合が適用されます。※介護保険負担割合証に基づいた負担割合が適用されます。※介護保険適用の可否については、個別案件ごとにあらかじめ保険者(市区町村)にご確認ください。

介護予防住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、住宅改修費が支給されます。

1 手すりの取付け

廊下・便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。
手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等。

※福祉用具貸与に掲げる「手すり」に該当するものは除かれます。

2 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修。
具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等。

※福祉用具貸与に掲げる「スロープ」、福祉用具購入に掲げる「浴室内すのこ」などを置くことよる床段差解消は除かれます。
※昇降機・リフト・段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。
※2012年4月より、「傾斜の解消」も対象となりました。

3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。

4 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

※引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は含まれません。
※2009年4月より、扉位置変更などに比べ費用が低く抑えられる場合に限り、「引き戸等の新設」も対象となりました。
※2012年4月より、「扉の撤去」も対象となりました。

5 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器(暖房便座・洗浄機能付きも含む)に取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合。

※既に洋式便座である場合、暖房便座や洗浄機能等の付加は含まれません。
※特定福祉用具購入に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。
※非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれません。

6 その他1から5の住宅改修に付帯するもの

①手すりの取付けのための壁の下地補強
②浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
③床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

※2012年4月より段差の解消に付帯して必要となる住宅改修に「スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置」も対象となりました。